一般.07.

515

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和５年４月１日　至　令和６年３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人天堂会

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特別医療法人　　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　　■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　長崎県長崎市磯道町５番地１０

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　昭和６０年　５月　９日

(4) 設立登記年月日　　昭和６０年　６月　５日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する診療所の業務）

種　　類	施設の名称	開　設　場　所	許可病床数
診療所	医療法人　天堂会 宮田歯科医院	長崎県長崎市磯道町５番地１０	無床

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和５年５月２７日　　令和４年度決算の決定

令和６年３月３０日　　令和６年度の事業計画及び収支予算の決定

様式３－４

法人名　医療法人　天堂会
所在地　長崎県長崎市磯道町５番地１０

※医療法人整理番号

貸　借　対　照　表

（令和６年３月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	2,871	Ⅰ 流動負債	5,590
Ⅱ 固定資産	2,361	Ⅱ 固定負債	3,107
１ 有形固定資産	2,264	負債合計	8,697
２ 無形固定資産	80	純資産の部	
３ その他の資産	17	科目	金額
		Ⅰ 資本金	10,000
		Ⅱ 資本剰余金	
		Ⅲ 利益剰余金	△ 13,465
		Ⅳ 評価・換算差額等	
		純資産合計	△ 3,465
資産合計	5,232	負債・純資産合計	5,232

様式４－２

法人名　医療法人　天堂会
所在地　長崎県長崎市磯道町５番地１０

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和５年４月１日　至　令和６年３月３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	19,098
2 事業費用	20,166
本来業務事業損失	1,068
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業損失	1,068
Ⅱ 事業外収益	618
Ⅲ 事業外費用	58
経常損失	508
Ⅳ 特別利益	176
Ⅴ 特別損失	
税引前当期純損失	332
法人税等	71
当期純損失	403

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
　　２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式２

法人名　医療法人　天堂会
所在地　長崎県長崎市磯道町５番地１０

※医療法人整理番号

財　産　目　録

（令和６年３月３１日現在）

１．資　産　額	5,232	千円
２．負　債　額	8,697	千円
３．純　資　産　額	△ 3,465	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流動資産		2,871
B　固定資産		2,361
C　資産合計	（A＋B）	5,232
D　負債合計		8,697
E　純　資　産	（C－D）	△ 3,465

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人天堂会
理事長　宮田　豪　　殿

私は、医療法人天堂会の令和５会計年度（令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和６年５月２５日
医療法人天堂会
監事　村井 誠司